

総務省におけるインターネット上の 誹謗中傷や海賊版対策に係る普及啓発の取組について

2021年2月

総務省

インターネット上の誹謗中傷に係る普及啓発の取組

- 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウントビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ今年度中に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【今年度中に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、引き続き検討【2020年12月最終とりまとめ公表済】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、省令改正ほか、必要に応じて法改正を視野に、引き続き検討【2020年12月最終とりまとめ公表済】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【継続的に実施中】

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【今年度中に準備、来年度から実施】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

- 公開日: 2020年7月21日
- 主催: 総務省、法務省人権擁護局、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構(SMAJ)
- 後援: 消費者庁
- 概要: SNSのより良い利用環境実現に向けたスローガン及びSNSで悩んでしまった際に役立ててもらうための特設サイトを開設し、周知を実施。2020年12月25日、新たに電気通信事業者団体等(7団体)を協力団体として追加するとともに、インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内へのリンクを掲載。
- URL : <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>



ハートがなけりゃSNSじゃない！
#NoHeartNoSNS

**SNSはハートをつなげるもの
誰かを傷つけるためにあるんじゃない！**

#NoHeartNoSNS #傷つけてしまいそうなら

もし、あなたが
誰かを傷つけてしまいそうなら
覚えておいてほしい言葉は刃(やいば)にもなり
集まれば銃弾の雨にもなって誰かの全てを
奪ってしまうこともある。
SNSであなたがしたかったことは何ですか？

NoHeartNoSNS #傷ついたなら

もし、あなたが**傷ついたなら**
あなたを守る方法があることを
覚えておいて欲しい。

それはあなたの大切な人ですか？
ブロックやミュートで距離を置こう

ブロック
ミュート

あなたを傷つけようとする人が大切な人でないなら、少し距離を置きましょう。SNSには、見たくない投稿を見ないようにするための「ブロック」や「ミュート」機能があります。「ブロック」や「ミュート」を使ってひと休みしましょう。

SNSで相手を見えなくする方法

「ブロック」や「ミュート」の機能は、サービスによって名称や操作方法が異なります。詳しくは、ソーシャルメディア利用環境整備機構が提供する安心・安全なサービス利用のための情報を確認ください。

各サービスの安心・安全な利用のための情報▶

我慢ばかりする必要はない！
自分でも削除依頼ができる

傷つけてくる言葉に、あなたがじっと我慢している必要はありません。SNSにもルールはある。「通報」や「お問い合わせ」からサービスの運営者に伝えることで、ルール違反の投稿の削除を依頼することができます。あなたを傷つけようとする人がルールを守らなくても、ルールがあなたを守ってくれます。

削除の依頼手順

削除依頼をしたい投稿のURLやアドレスなどを控えめ。
(画面や動画も保存しておきましょう。)

サービスの「通報」や「お問い合わせ」(削除依頼等の専用ページ)を探します。
(「通報」や「お問い合わせ」は、サービスによって場所が異なります。詳しくは、お使いのサービスのヘルプ等を確認してください。)

「通報」や「お問い合わせ」(削除依頼等の専用ページ)が表示されたら、フォームに従って、必要事項の入力します。内容をもう一度確認し、送信します。

一人で悩まないで・・・
困ったら一人で悩まず相談しましょう

SNSのことで、1人で悩まないで。声を聴かせてください。絶対に誰かが力になってくれます。相談窓口相談しましょう。(あなたが青少年だったら、保護者や先生など信頼できる大人にも相談しましょう。)
【インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内】

法務省インターネット人権相談

その投稿、大丈夫ですか？

法務省では、インターネットでも人権相談を受け付けています。相談者自身で行う削除依頼の方法等の助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダに対する削除要請も行います。

法務省インターネット人権相談受付窓口▶

違法・有害情報相談センター
(総務省支援事業)

専門知識を持った相談員が対応いたします！

違法・有害情報相談センターは、インターネット上の誹謗中傷に関する削除依頼の方法について、インターネットに関する技術や制度の専門知識を持った相談員によるアドバイスを行っています。ご自身で削除依頼を行っていただくための迅速な対応が可能です。

違法・有害情報相談センターサイトはこちら▶

あなたは一人ではありません
みんながあなたの力になります。

- 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の「出前講座」を全国で開催。
- 2019年度は、2,660件の講座を実施し、約52万人が受講。（2006年度開始以来の実績：22,583件、のべ約369万人）

協力団体

通信事業者等の民間企業(470社)、公益法人等(17団体)、政府(総務省及び文部科学省)、自治体(53団体)、その他(57団体)

対象者

小学生(小3～小6)、中学生、高校生、保護者、教職員等

講座内容

ネット依存、ネットいじめ(誹謗中傷含む)、不確かな情報の拡散、ネット誘引(誘い出し・なりすまし)、ネット詐欺、著作権の侵害等のトラブル事例を用いて、予防策等を啓発。

* 企業等が講師を派遣。(認定講師数:5,265名)

(2021年1月末時点)



e-ネットキャラバン講座実施の様子

- インターネットトラファル事例集(2020年度) 追捕版

発行者: 総務省 総合通信基盤局 消費者行政第一課 監修: 尾花 紀子(ネット教育アドバイザー)

○「インターネットトラブル事例集(2020年版) 追補版」については、総務省としてスマホでの閲覧を考慮した啓発ページを作成したほか、政府広報室と連携して広告を掲載、関係省庁・関係団体と連携して全国の学校等やSNSユーザ等へ周知するなど、様々なチャネルを活用して周知を実施。

○ 総務省の周知広報

- ・総務省の公式Twitter(総務省・ICTツイート)、公式Facebookにて周知
- ・総務省啓発ページに掲載 ※スマホでも閲覧しやすいようにHTML形式で掲載
- ・総務省広報誌2月号に掲載 ※全国の都道府県・市区町村等に対して10,800部発行

○ 内閣府政府広報室と連携した周知広報

- ・Yahoo! JAPANのトップページにバナー広告を掲載(2020年9月18日～9月24日 の7日間)し、追補版掲載ページに誘導→表示回数51,449,055回

○ 関係省庁・関係団体と連携した周知広報

- ・全国の総合通信局・総合通信事務所
管内のe-ネットキャラバン主催者、講師及び受講者に周知
管内の教育委員会・PTA連合会・学校に周知
管内会議にて配布、SNSでの投稿
- ・文部科学省
全国の教育委員会を通じて学校等に周知
- ・関係団体・事業者※
ホームページにリンク掲載、SNSでの投稿、会員向けに情報発信
会報誌に掲載、会議体等で情報共有

※(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、全国高等学校PTA連合会、
(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構、デジタルアーツ株式会社、(一社)テレコムサービス協会、
(一社)電気通信事業者協会、(一財)マルチメディア振興センター

＜総務省公式Twitterでの投稿＞



＜総務省啓発ページへの掲載＞

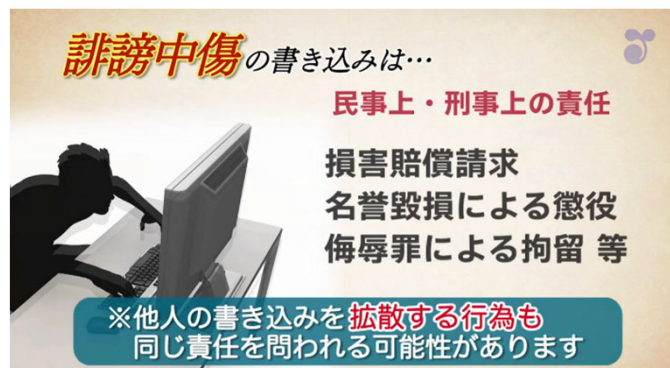
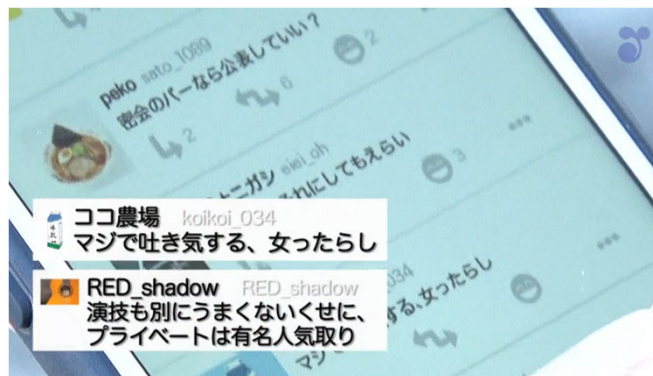


＜Yahoo!JAPANTopページにバナー広告を掲載＞



- インターネット上の誹謗中傷に関する普及啓発動画及び記事「SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの～#NoHeartNoSNS(ハートがなけりやSNSじゃない！)～」を作成・公表(2020年11月16日公開)。
- 政府広報ラジオ番組「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」の中で、インターネット上の誹謗中傷について全国放送(2020年12月27日・28日放送)。
- 視覚障害者等向けの音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらんばん」の中で、インターネット上の誹謗中傷に関する内容を取り上げ、作成・公表(2021年1月15日発行)。

《政府インターネットテレビ》



《暮らしに役立つ情報》



《政府広報ラジオ》



《視覚障害者等向け政府広報》



インターネット上の海賊版対策に係る普及啓発の取組

- 依然として社会問題となっているインターネット上の海賊版に対する総合的な対策の一環として、総務省として、関係省庁・関係団体及び事業者と連携しつつ実施する取組について、以下の政策メニューを新たに取りまとめ、今後推進を行う。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「e-ネットキャラバン」の講座内容に2021年1月に施行される著作権法改正（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）の内容をアップデート【2021年1月実施済】
- ②著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2021年版）」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【今年度内に実施】
- ③出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施【今年度内に実施】

2. セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- ①セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意向調査を実施【実施済、継続的に実施】
- ②セキュリティ事業者等との実務者検討会を開催。上記調査結果等も踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①海賊版コンテンツをアップロードする匿名の発信者の特定に資するため、開示対象となるログイン時情報の明確化、新たな裁判手続の創設といった内容を含む、発信者情報開示制度に係る法制度整備を速やかに実施【次期通常国会へ向けて法案提出準備】

4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進

- ①海賊版サイトのドメイン名に関し、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場（ICANN等）において議論を推進【次回ICANN会合（2021年3月）に向けて準備】
- ②国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施【来年開催される二国間政策対話等に向けて準備】

- ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のために、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発教材に2021年1月に施行される著作権法改正（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）の内容を盛り込むとともに、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表【今年度内に実施】

①e-ネットキャラバン

著作権侵害防止を含む、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」。情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

著作権法改正の内容を新たに盛り込んだe-ネットキャラバン教材（抜粋）

危険？著作権・肖像権

e-ネットキャラバン

どうすればいい？

違法コピーを使ったり、広めたりしない



違法ダウンロード
(音楽・映像・漫画・書籍等全て)
2年以下の懲役
200万円以下の罰金

違法アップロード
10年以下の懲役
1,000万円以下の罰金

※2021年1月の著作権法改正に伴い、対象拡大。

4

(2021.01.01現在)

e-ネットキャラバン講座実施の様子



②インターネットトラブル事例集

子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用にも資する、インターネットに係る著作権侵害等のトラブル事例とその予防法等をまとめた事例集。2009年度より毎年更新・作成し公表。

インターネットトラブル事例集(2020年版)(抜粋)



③普及啓発動画

出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表予定。通信関係事業者・団体のHPや全国の販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等において活用することで、広範な周知・啓発を実施予定。

普及啓発動画作成における協力体制イメージ

